

消費者基本計画の平成23年度の実施状況に関する検証・評価・監視  
各省庁ヒアリングの対象施策・対象省庁及びヒアリング項目

5月22日(火) 15:00～19:00

H24年3月27日消費者委員会意見等	消費者基本計画(H24年4月改定素案)中の関連施策				24年春(今回)ヒアリング	
	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	対象省庁等	ヒアリング項目
投資詐欺への総合的対策の実施・検討をするとともに、以下の点について、明記されたい。 (1)詐欺事犯のツールとして使われるレンタル電話・IP電話、バーチャルオフィスへの対応、及び法人登記手続簡略化の見直し (2)犯罪関与口座凍結措置の、消費生活センターと警察の連携による、より効果的運用 (3)犯罪摘発の実効性をあげるための関係省庁等の協力体制の整備 (4)ファンドへの投資を名目とした詐欺への対策	48	外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。 また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切な運用を行います。	金融庁	引き続き実施します。	消費者庁 金融庁 警察庁 総務省 法務省	・いわゆる劇場型詐欺が急増しており、二次被害も発生している。このような被害を予防し、また被害を回復するために関係省庁がそれぞれどのように取り組んでいるのかについて説明されたい。また、関係省庁間の連携を図るため、消費者庁は司令塔としてどのような役割を果たしているのかについてもあわせて説明されたい。 ・犯罪摘発の実効性をあげるため、関係機関が具体的にどのような協力体制をとっているのかについて説明されたい。例えば、相談を通じて得られた被害の実態をもとに悪質業者の検挙につなげるような取組はどのように行っているのか。 (以上、消費者庁、金融庁、警察庁)  ・詐欺事犯ツールとして使われる①レンタル電話・IP電話、②バーチャルオフィス等について、どの程度実態を把握し、どのような対策を講じているのかについて説明されたい(警察庁、総務省(①のみ))。また、法人登記手続の簡略化によって詐欺事犯の摘発が難しくなっている面があるが、現行制度の問題点や見直しの必要性についてどのように考えているのか説明されたい(法務省)。 ・「集団投資スキーム連絡会議」における取組状況について説明されたい。(金融庁) ・金融商品取引法における消費者被害の抑止・救済のための規定(※)について、その企画・立案や執行に際して消費者庁が関与(共管、協議等)する方向で見直すことについてどのように考えるか説明されたい。 (※)例えば、規制対象とする金融商品の指定、金融商品取引業者に対する広告・勧誘・販売面での行為規制、紛争解決制度(ADR)等(金融庁)
	51	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進します。	警察庁	継続的に実施します。		
	60	未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者を狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫してかつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	消費者庁 警察庁 金融庁	継続的に実施・引き続き検討します。		
	62	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止め命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。	金融庁	引き続き実施します。		
②  決済代行が関与する被害の拡大に対応するため、「決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」における指摘事項について、すでに実施している施策の検証も踏まえて、具体的な施策の実施について明記されたい。  インターネットによる消費者被害抑止のため、より総合的な対策の検討を行うことを明記するとともに、プロバイダ責任制限法の見直し等により、実効性のある措置を講ずることについて、明記されたい。	153-2 ・ 171	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 ①決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ②インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」(仮称)の運営 ⑥二国間会議、UNCITRALの作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決のあり方についての検討	①実施済み。今後の制度の在り方について継続的に検討します。 ②実施済み。「留意事項」の周知を継続的に実施します。 ③、⑤、⑥:継続的に実施します。 ④実施済み。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。	消費者庁 経済産業省	・決済代行サービスが詐欺的行為や悪質商法に悪用されないために、関係省庁がそれぞれどのように取り組んでいるのかについて説明されたい(昨年秋のヒアリング以降の取組状況及び施策番号153-2中の①、④の取組を中心に)。また、関係省庁間の連携を図るため、消費者庁は司令塔としてどのような役割を果たしているのかについてもあわせて説明されたい。 (以上、消費者、経済産業省)  ・決済代行業の登録制度の現状について説明されたい。(消費者庁) ・他の主要国においてはチャージバックの運用が日本とは異なることから、決済代行に係る消費者トラブルが大きな問題になっていないとの指摘もあるが、実態はどのようになっているのかについて説明されたい。(経済産業省)	
				総務省	・プロバイダ責任制限法について、プロバイダ等による対応状況(例えば、削除に応じた件数、発信情報の開示件数等)について説明されたい。 ・インターネットによる消費者被害を抑止する観点から、現行のプロバイダ責任法の問題点や見直しの必要性(消費者庁による関与の在り方を含む)についてどのように考えているのか説明されたい。	

H24年3月27日消費者委員会意見等		消費者基本計画(H24年4月改定素案)中の関連施策				24年春(今回)ヒアリング	
		施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	対象省庁等	ヒアリング項目
③	CO2(二酸化炭素)排出権取引に関する儲け話のトラブルへの対応について、明記されたい。	新規施策				環境省 金融庁 経済産業省 消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2排出権取引に係る消費者問題に対処するための法規制や関係省庁における役割分担・連携の在り方についてどのように考えているか説明されたい。(消費者庁)</li> <li>・CO2排出権取引を、金融商品取引法又は商品先物取引法の規制対象に位置付けることについてどう考えるか。(金融庁、経済産業省)</li> <li>・CO2排出権取引市場の動向(市場規模、今後の展望(市場の拡大可能性等))について説明されたい。(環境省)</li> </ul>
④	<p>「公共料金問題についての建議」における指摘事項を踏まえて、以下の施策の実施について明記されたい。</p> <p>(1)消費者庁において、デフレ時代の公共料金を適正なものにするための仕組み作りを進める。その際、情報提供すべき情報の範囲と方法、消費者の意見を反映させるための方策、消費者の視点からチェックするための第三者機関設置の必要性、既存の料金を適正水準へ値下げさせることができる仕組み、総括原価方式における原価の厳正な査定について考慮すること。</p> <p>(2)国土交通省において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運賃改定の際の事前の情報提供や運賃改定後の消費者によるチェックが可能となるように「鉄軌道の情報提供ガイドライン」を見直すこと。</li> <li>・鉄道において加算運賃を導入している区間について早急にその運賃回収状況をまとめて公表するとともに、回収率(概ね50%)や適用年限(概ね10年)を考慮して、すでに加算運賃の必要性がないか減少している場合には、その廃止あるいは減額を当該事業者に求めること。</li> <li>・運輸審議会の審議過程の透明性を図るとともに、同審議会において説明聴取事案(軽微認定事案)とする基準を消費者の視点に立って定めること。また、運輸審議会の委員に消費者団体等の役員を選任すること。さらに運輸審議会一般規則に定める「利害関係人」の解釈について日常的にその交通機関を利用する消費者(利用者)を含めることを検討すること。</li> </ul>	67-2	「公共料金に関する研究会」の中間とりまとめを踏まえ、改善に取り組みます。(P)	(P)	(P)	消費者庁 国土交通省 経済産業省 総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共料金問題についての建議」や「公共料金研究会」中間報告で提言されている公共料金決定過程の透明性の向上、消費者参画の機会の確保、原価の厳格な査定及び料金の妥当性に關する継続的な検証等の課題について、今後、消費者庁としてどのように施策の具体化を図ろうと考えているのか説明されたい。</li> <li>・消費者基本計画の旧施策番号67では、公共料金の値上げ及び新設に際しては消費者庁との協議等を行うこととされていたが、このような取り決めは上記課題に取り組みうえでどのような点が不十分であると考えているのか説明されたい。(以上、消費者庁)</li> <li>・各省が所管する主要な公共料金分野における上記課題の現状及び今後の取組方針(消費者庁との協議等の在り方を含む)について説明されたい。(国土交通省、経済産業省、総務省)</li> </ul>
⑤	特定商取引法の施行5年後の見直しに向けて、有償取引全体をカバーすること、指定権利制を外すこと、適用除外の見直し、不招請勧誘の禁止の導入等、検討を行うことについて明記されたい。	41	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の改正の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。	消費者庁	継続的に実施します。	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定商品制が廃止された当時、権利について廃止しなかったのは実際の被害がないという理由によるものであったが、権利ビジネスによる消費者問題が多発していることから、指定権利制についても廃止すべきではないか。指定権利制を維持している理由、廃止した場合の問題点について説明されたい。</li> <li>・特定継続的役務提供については、一定期間を超え、一定金額を超える役務を規制対象としているが、現行の期間・金額の基準は最近の被害の実態に見合ったものとなっているのか説明されたい。</li> <li>・高齢者に対する違法行為に対して特段重い行政処分あるいは刑事罰を科すような方策を検討できないか。</li> </ul>
43	特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改革などを行います。 消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。	消費者庁 関係省庁等	関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成22年度早期に開始し、以降継続的に実施します。				
⑥	安愚楽牧場の事案を踏まえて、特定商品等の預託等取引契約に関する法律の運用の見直し等の検討について、明記されたい。	41-3	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。	消費者庁	24年度上半期を目途に検討を行い、対応します。	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預託法は制度面・運用面のそれぞれにおいて現状どのような問題点があると認識しているか。また、預託法が消費者庁に移管されたことにより法律の運用がおろそかになったとの指摘があるが、安愚楽牧場の一件を踏まえ、預託法の運用面・制度面のそれぞれについて、今後どのような改善を図るのか。</li> </ul>